

令和8年8月6日

村 民 各 位

水道基本料金及びメーター使用料の減免期間延長について

物価高騰の影響を受けている皆様に対する緊急支援として、令和8年5月分（4月使用分）から7月分（6月使用分）までの3ヵ月分、水道基本料金及びメーター使用料を免除しておりますが、減免期間を令和8年8月分（7月使用分）から9月分（8月使用分）までの2ヵ月分、延長いたします。

1. 対象となる方

- ・蓬田村簡易水道を使用している全世帯が対象。（官公庁は対象外）

2. 対象期間

- ・令和8年5月分（4月使用分）から9月分（8月使用分）

3. 手続き

- ・全ての世帯を対象とするため、手続きは不要です。

4. 免除額

- ・水道基本料金（10 m³まで） 3,080 円
- ・メーター使用料 100 円 合計 3,180 円

5. 注意点

- ・検針は通常どおり行います。
- ・免除の対象は水道基本料金及びメーター使用料のみとなります。
基本水量 10 m³を超えた分から、使用した水量に応じて加算される超過料金については、通常どおり請求いたします。

※例）8月分（7月使用分）の使用水量が 20 m³の場合

請求額：超過料金 130 円 × (20 - 10) m³ × 消費税 1.1 = 1,430 円

6. お問い合わせ

蓬田村役場 建設課

電話番号 0174-31-0075 (直通)